

不用品回収業者等について

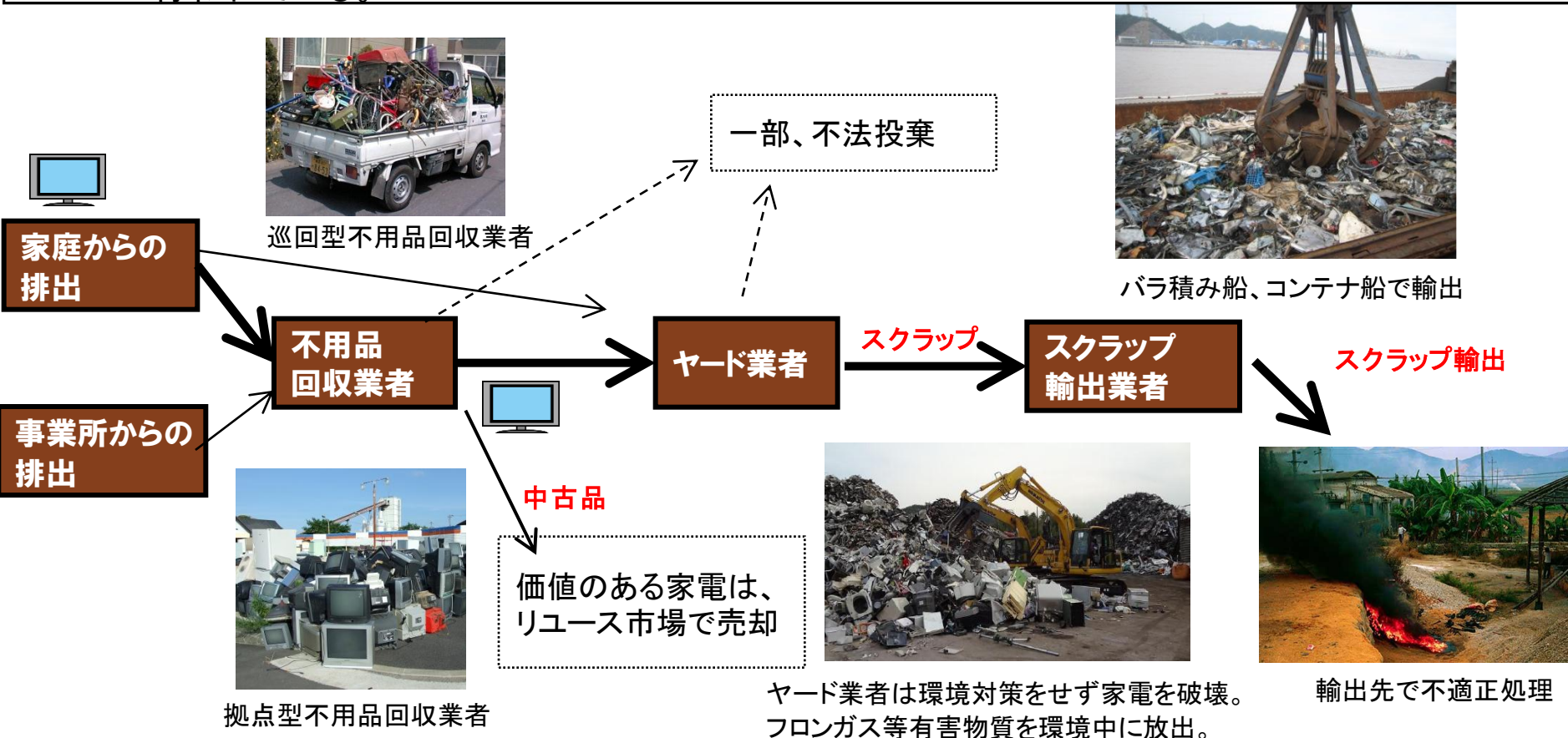
参考3

□ 不用品回収業者

- ✓ 家庭や事業所から排出される廃家電等を軽トラックで戸別回収したり、特定の場所を指定し持ち込ませたりして回収する業者。廃家電等は主にヤード業者へ売却。ほとんどが廃棄物処理法の許可を得ていない。

□ ヤード業者

- ✓ 海外への輸出を目的として、廃家電等の破壊、解体、保管、コンテナ詰め等を、周囲を鉄壁等で囲んだ作業場で行う業者。廃棄物処理業者、スクラップ業者であることも。不適正な処理が行われている。



不用品回収業者対策について



市中の不用品回収業者、ヤード業者については、廃棄物処理法7条等に基づき、都道府県、市町村が無許可営業、不適正処理の指導・取締りを行う。



不用品回収業者が集めた廃家電の輸出については、廃棄物処理法10条（廃棄物の無確認輸出の禁止）に基づき、国が指導・取締りを行う。